



市章

彦根市公報

令和6年(2024年)11月1日

第1927号

金曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 条例	
42 彦根市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	2
○ 告示	
206 彦根市指定下水道工事店の指定(新規)	3
207 彦根市指定下水道工事店の指定(更新)	3
208 自転車等の移動および保管	6
209 自転車等の移動および保管	6
210 自転車等の移動および保管	7
211 指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の廃止の届出	8
212 指定居宅介護支援事業者の指定	8
○ 公告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	8
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	8
犬の抑留について公告	8
○ 議会訓令	
3 彦根市議会議員政治倫理条例施行規程の一部を改正する訓令	9
○ 教育委員会告示	
36 彦根市教育委員会会議の招集	10
○ 選挙管理委員会告示	
15 彦根市選挙管理委員会の招集	10
16 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における被登録資格の決定の基準となる日および登録を行う日	10
17 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙の執行	10
18 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における投票区	10
19 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式	11
20 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における投票所	12
21 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における投票所の開閉時刻	12
22 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務の合同	12
23 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における選挙長および同職務代理者の選任	12
24 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における投票管理者および同職務代理者の選任	13
25 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における選挙会の日時および場所	13
26 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	13
27 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するくじを行う日時および場所	13
28 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における不在者投票のために投票用紙および投票用封筒を交付する場所	13
29 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額	14
30 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙において当選人となった者の住所および氏名	14
31 彦根市選挙管理委員会の招集	14
32 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数	15
33 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置	15

34	衆議院議員総選挙における個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額.....	22
35	衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙および投票用封筒の郵便等による発送を開始する日	24
36	衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所	24
37	衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における各期日前投票所の場所および設ける期間	25
38	衆議院議員総選挙における在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所	26
39	衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙および投票用封筒を交付する場所等	26
40	衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するくじを行う日時および場所	26
41	衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う日時および場所	26
42	衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時および場所...	27
43	衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者および同職務代理者の選任	27
44	衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者および同職務代理者の選任	27
45	衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者および同職務代理者の選任	27
○	河瀬財産区議会議員一般選挙選挙長告示	
1	河瀬財産区議会議員一般選挙における選挙長が行う公告式	27
2	河瀬財産区議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所	27
3	河瀬財産区議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所.....	28
4	河瀬財産区議会議員一般選挙における立候補の届出を受け付ける順位	28
5	河瀬財産区議会議員一般選挙における候補者として届出があったもの	28
6	河瀬財産区議会議員一般選挙における投票を行わないことについて	28
○	監査公表	
3	定期監査結果	28
○	農業委員会告示	
10	彦根市農業委員会定期総会の招集	29
○	水道事業告示	
11	彦根市指定給水装置工事事業者の指定	29

条例

彦根市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 42 号

彦根市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

彦根市議会議員政治倫理条例(平成 27 年彦根市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条を第 19 条とし、第 16 条を第 18 条とする。

第 15 条中「第 13 条」を「第 14 条」に改め、「棄却したとき」の次に「、第 15 条第 1 項の規定により陳述書が提出されたとき」を加え、同条を第 17 条とし、第 14 条を第 16 条とする。

第 13 条第 2 項中「前条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に改め、同条を第 14 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(陳述書の提出)

第 15 条 対象議員は、第 13 条の規定による通知を受けたときは、当該審査の結果について、議

長に対し陳述書を提出することができる。

2 前項の規定による陳述書の提出は、同項の通知を受けた日から 14 日以内に行わなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(審査結果の通知)

第 13 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該審査請求の代表者および対象議員に対し当該報告の内容を通知しなければならない。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の彦根市議会議員政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた審査請求について適用し、同日前になされた審査請求については、なお従前の例による。

告 示

彦根市告示第 206 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 6 条の規定により、令和 6 年 10 月 1 日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和 6 年 10 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	名称	所在地
第 667 号	北川 京和(北葉建設)	犬上郡甲良町大字呉竹 235 番地 4

彦根市告示第 207 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 7 条の規定により、令和 6 年 10 月 1 日に、下記のとおり彦根市指定工事店を指定(更新)した。

令和 6 年 10 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	名称	所在地
第 125 号	株式会社ヒグチワークス 代表取締役 樋口 彰宏	彦根市日夏町 3624 番地 1
第 126 号	佐野 洋一(佐野エンジニアリング)	彦根市外町 311 番地 1
第 131 号	廣田 昇(広田設備)	東近江市勝堂町 1113 番地 2
第 132 号	中村建設株式会社 代表取締役 中村 藤夫	彦根市平田町 82 番地
第 133 号	松野 定良(松野電機)	米原市磯 1200 番地 3
第 134 号	有限会社西村設備 代表取締役 西村 勝彦	愛知郡愛荘町島川 1105 番地
第 135 号	株式会社湖北製作所 代表取締役 國友 龍一	長浜市湖北町海老江 550 番地
第 137 号	山甚建設株式会社 代表取締役 山口 太二郎	彦根市高宮町 2935 番地

第 139 号	株式会社小島工業 代表取締役 久泉 洋巳	近江八幡市牧町 367 番地 2
第 140 号	戸田 智隆(徳真工業)	彦根市中藪二丁目 3 番 21 号
第 145 号	有限会社ナカガワ 代表取締役 中川 淳	草津市川原町 140 番地の 3
第 149 号	三協株式会社 代表取締役 須田 勝一	東近江市猪子町 58 番地
第 151 号	有限会社YAMAICHI 代表取締役 山田 隆範	彦根市高宮町 3079 番地
第 152 号	辻産業株式会社 代表取締役 辻 孝太郎	犬上郡甲良町大字尼子 2446 番地の 2
第 155 号	森秀電設株式会社 代表取締役 中村 篤司	彦根市葛籠町 2 番地
第 156 号	西村 直也(西村電機工舎)	彦根市芹町 4 番 19 号
第 157 号	株式会社和晃 代表取締役 永田 修	東近江市五個荘小幡町 55 番地 6
第 159 号	株式会社ウェルビー滋賀 代表取締役 清水 勝治	長浜市加納町 660 番 8
第 160 号	増田 和英(増田電気商会)	彦根市大堀町 408 番地 12
第 161 号	田井中 英則(アトラクト設備工業)	彦根市野瀬町 659 番地 5
第 162 号	有限会社清水エンジニアリング 代表取締役 清水 弘之	米原市番場 1794 番地 4
第 164 号	株式会社ライフテックミツダ 代表取締役 光田 昌弘	東近江市今堀町 621 番地の 1
第 165 号	関口 一彦(関口工務店)	彦根市日夏町 1888 番地 109
第 168 号	株式会社ヨロキ・テクノス 代表取締役 西澤 暢崇	彦根市大藪町 715 番地 13
第 170 号	竹村 康司(竹村管工)	蒲生郡日野町大字小井口 64 番地 40
第 417 号	西堀 学(西堀ヤ左官店)	犬上郡甲良町大字下之郷 1539 番地
第 420 号	外越 通弘(外越工業)	東近江市宮川町 244 番地 31
第 421 号	大橋 章宏(大橋エンジニア)	彦根市日夏町 2591 番地
第 428 号	株式会社水谷工業 代表取締役 水谷 良行	東近江市市辺町 2881 番地 5
第 435 号	有限会社伊藤ポンプ工業所 代表取締役 伊藤 雅雄	長浜市永久寺町 1222 番地 1

第 437 号	村防工業株式会社 代表取締役 村防 勝公	東近江市上平木町 1850 番地 1
第 439 号	有限会社八茂工業 代表取締役 八軒 茂勉	大津市本堅田二丁目 7 番 37 号
第 441 号	藤居 信隆(フジタカ工業)	彦根市鳥居本町 1872 番地 71
第 442 号	有限会社ウシヤマ設備 代表取締役 牛山 慎一	近江八幡市安土町上豊浦 663 番 1
第 443 号	カシロ建設株式会社 代表取締役 立見 政信	長浜市高月町落川 194 番地の 1
第 537 号	株式会社北中工業 代表取締役 北中 良樹	野洲市小篠原 2097 番地 3
第 539 号	森 次男(森設備工業所)	東近江市東沖野二丁目 5 番 7 号
第 541 号	株式会社近江産業 代表取締役 岩崎 僖澄	長浜市八幡東町 48 番地の 1
第 542 号	吉川 廣平(吉川電機商会)	東近江市きぬがさ町 151 番地
第 543 号	松崎 正法(松崎管工)	甲賀市甲南町池田 1474 番地 39
第 544 号	小嶋 匡史(コジマテック)	彦根市岡町 1 番地
第 545 号	目加田 昌泰(目加田住設)	彦根市平田町 185 番地 26
第 546 号	岡田 敬之(岡興業)	犬上郡多賀町大字多賀 1600 番地 92
第 548 号	株式会社K燃 代表取締役 木下 信彦	彦根市佐和町 7 番 3 号
第 585 号	谷口 哲(谷口設備)	長浜市相撲町 877 番地 2
第 586 号	佐藤 英次郎(佐藤工業)	彦根市古沢町 747 番地 1
第 589 号	株式会社田中設備工業所 代表取締役 田中 裕也	大津市南志賀二丁目 21 番 8 号
第 590 号	T. 伊藤住設株式会社 代表取締役 建部 清彦	彦根市古沢町 502 番地 1
第 592 号	株式会社ハヤシ 代表取締役 林 秀光	彦根市高宮町 1608 番地 1
第 627 号	株式会社A I S Y S T E M 代表取締役 山口 武志	彦根市馬場二丁目 6 番 36 号フリースタイル 2 階
第 628 号	株式会社山村設備 代表取締役 山村 友洋	栗東市川辺 655 番地 21
第 629 号	マコト建設株式会社 代表取締役 石原 信夫	近江八幡市西宿町 214 番地 1
第 630 号	道明 猛(道明電機)	犬上郡多賀町大字富之尾 2032 番地 2

彦根市告示第 208 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 6 年 9 月 9 日午後 3 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 209 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

河瀬駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 6 年 9 月 26 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 210 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和 6 年 9 月 9 日午後 2 時頃

令和 6 年 9 月 11 日午前 11 時頃

令和 6 年 9 月 17 日午後 3 時頃

令和 6 年 9 月 18 日午後 3 時頃

令和 6 年 9 月 24 日午後 2 時頃

令和 6 年 9 月 25 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)および彦根駅前第 1 自転車駐車場(彦根市古沢町 141 番地 10)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 211 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 25 第 4 項および児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 32 第 2 項の規定により指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者から下記のとおり廃止の届出があった。

令和 6 年 10 月 9 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業所の名称および所在地	事業の種類および事業所番号	廃止日	事業の主たる対象者
株式会社 F a r m i n g 彦根市中央町 4 番 35 号 DKビル 2 階	相談支援事業所 ゆるり 彦根市中央町 4 番 35 号 DKビル 2 階	特定相談支援事業 2530200159 障害児相談支援事業 2570200267	令和 6 年 6 月 30 日	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児

彦根市告示第 212 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第 85 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 11 日

彦根市長 和 田 裕 行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業者番号	有効期限
社会福祉法人千歳会	彦根市河原二丁目 1 番 3 号	社会福祉法人千歳会 理事長 吉田 盛範	居宅介護支援	令和 6 年 10 月 1 日	2570200663	令和 6 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 10 月 4 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市日夏町字天神堂 3638 番 1 および 3638 番 4	302.85 m ²	令和 6.10.4	1004

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 10 月 4 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市日夏町字天神堂 3638 番 3	435.18 m ²	令和 6.10.4	1009

犬の抑留について公告

狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 7 項の規定により、次のとおり抑留されたので、所有者は、滋賀県動物保護管理センター所長に申し出て引き取ってください。なお、所有者が引き取らないときは、同条第 9 項の規定により処分されます。

令和 6 年 10 月 9 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

議 会 訓 令

彦根市議会訓令第 3 号

彦根市議会議員政治倫理条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 10 月 10 日

彦根市議会議長 上 杉 正 敏

彦根市議会議員政治倫理条例施行規程の一部を改正する訓令

彦根市議会議員政治倫理条例施行規程(平成 27 年彦根市議会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「条例第 13 条」に改め、同項を同条とする。

第 9 条第 1 項中「第 13 条」を「第 14 条」に改める。

第 12 条を第 13 条とする。

第 11 条中「第 15 条」を「第 17 条」に改め、同条第 7 号中「第 14 条」を「第 16 条」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(8) 陳述書の全部または一部(条例第 15 条第 1 項の規定による陳述書が提出されたときに限る。)

第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 14 条」を「第 16 条」に改め、同条第 2 項中「別記様式第 8 号」を「別記様式第 9 号」に改め、同条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(陳述書の提出)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項の規定による陳述書の提出は、陳述書(別記様式第 8 号)により行うものとする。

別記様式第 7 号中「第 13 条」を「第 14 条」に改める。

別記様式第 8 号中「第 10 条関係」を「第 11 条関係」に、「第 14 条」を「第 16 条」に、「第 10 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同様式を別記様式第 9 号とする。

別記様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 号(第 10 条関係)

年 月 日

彦根市議会議長

様

彦根市議会議員

陳 述 書

年 月 日付けで通知を受けた審査の結果について、彦根市議会議員政治倫理条例第 15 条第 1 項の規定により下記のとおり陳述します。

記

陳述の内容

付 則

この訓令は、令和 6 年 10 月 10 日から施行する。

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 36 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 6 年 10 月 11 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 24 日(木)午後 1 時 30 分から
2 場 所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室
3 議 題 なし(報告事項等のみ)

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第 15 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 10 月 2 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

記

- 1 日時 令和 6 年 10 月 3 日(木) 午前 9 時 30 分
2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室 5-3
3 議題
(1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
(2) その他

彦根市選挙管理委員会告示第 16 号

令和 6 年 10 月 13 日執行予定の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 22 条第 3 項および公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 14 条第 2 項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日および登録を行う日を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 4 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

- 1 決定の基準となる日 令和 6 年 10 月 7 日
ただし、年齢要件については、同月 13 日
2 登 録 を 行 う 日 令和 6 年 10 月 7 日

彦根市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 6 年 10 月 28 日に任期が満了する彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙を次のとおり行う。

令和 6 年 10 月 8 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

- 1 選挙期日 令和 6 年 10 月 13 日
2 選挙すべき議員の定数 9 人

彦根市選挙管理委員会告示第 18 号

令和 6 年 10 月 13 日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における投票区を公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 17 条第 2 項の規定により次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 8 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

投票区名	区 画
1投票区	広野町および犬方町の区域
2投票区	極楽寺町、森堂町、金剛寺町、辻堂町、蓮台寺町、堀町、葛籠町、西葛籠町、出町および法士町の区域
3投票区	南川瀬町、野口町および川瀬馬場町の区域

彦根市選挙管理委員会告示第 19 号

令和 6 年 10 月 13 日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 8 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

片面印刷

候補者 氏名	令和六年十月十三日執行 彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙 彦根市選挙管理委員会之印
候補者でない者の氏名は、書かないこと。	○ 注 意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

備考

- 用紙の規格は、縦 128mm×横 80mmとする。
- 投票用紙の色は白で、黒色のインクで印刷する。
- 選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷込印刷とする。

彦根市選挙管理委員会告示第20号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における投票所は、次のとおりとする。

令和6年10月8日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

投票区	施設名称	施設所在地
1	人権・福祉交流会館	彦根市犬方町848番地1
2	河瀬地区公民館	彦根市森堂町131番地
3	川瀬馬場町駅地区自治会集会所	彦根市川瀬馬場町777番地18

彦根市選挙管理委員会告示第21号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における投票所の開閉時刻について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり開く時刻を繰り下げ、閉じる時刻を繰り上げる。

令和6年10月8日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

投票区	施設名称	開く時刻	閉じる時刻
1	人権・福祉交流会館	午前9時	午後4時
2	河瀬地区公民館	午前9時	午後4時
3	川瀬馬場町駅地区自治会集会所	午前9時	午後4時

彦根市選挙管理委員会告示第22号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和6年10月8日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

彦根市選挙管理委員会告示第23号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和6年10月8日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
(略)	高田 元貴	(略)	岩井 健

彦根市選挙管理委員会告示第 24 号

令和 6 年 10 月 13 日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和 6 年 10 月 8 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

(以下省略)

彦根市選挙管理委員会告示第 25 号

令和 6 年 10 月 13 日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における選挙会は次の日時および場所において行う。

令和 6 年 10 月 8 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

1 有投票の場合

- (1) 日 時 令和 6 年 10 月 13 日 午後 5 時から
(2) 場 所 彦根市森堂町 131 番地 河瀬地区公民館

2 無投票の場合

- (1) 日 時 令和 6 年 10 月 13 日 午前 10 時から
(2) 場 所 彦根市森堂町 131 番地 河瀬地区公民館

彦根市選挙管理委員会告示第 26 号

令和 6 年 10 月 13 日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 194 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりとする。

令和 6 年 10 月 8 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

制限額 1,729,200 円

彦根市選挙管理委員会告示第 27 号

令和 6 年 10 月 13 日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するくじは、次の日時および場所において行う。

令和 6 年 10 月 8 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

1 日 時 令和 6 年 10 月 8 日 午後 5 時 30 分から

2 場 所 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市役所 本庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局

彦根市選挙管理委員会告示第 28 号

令和 6 年 10 月 13 日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における不在者投票のために投票用紙および投票用封筒を交付する場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 8 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

1 交付場所 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市役所 本庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局

2 交付期間 令和 6 年 10 月 9 日(水)から同月 12 日(土)まで

3 交付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

彦根市選挙管理委員会告示第29号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第121条の規定による個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

令和6年10月8日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

施設の名称	面積(㎡)	費用(円)			備考
		平日		休日	
		昼間	夜間		
みどり幼稚園	204	9,563	26,011	27,319	執行経費
河瀬小学校	750	9,563	26,011	27,319	〃
彦根中学校	991	9,563	26,011	27,319	〃
河瀬中学校	1,380	9,563	26,011	27,319	〃
河瀬高等学校	1,380	9,563	26,011	27,319	〃
彦根工業高等学校	1,290	9,563	26,011	27,319	〃
河瀬地区公民館	98	彦根市公民館の設置および管理に関する条例第 10 条に定める使用料			条例

彦根市選挙管理委員会告示第30号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙において、当選人となった者の住所および氏名は、次のとおりである。

令和6年10月13日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

住 所	氏 名
彦根市南川瀬町1077番地	古 川 克 己
彦根市川瀬馬場町693番地	小 林 伊三夫
彦根市犬方町236番地	野 瀬 和 夫
彦根市堀町400番地	山 岸 義 文
彦根市南川瀬町47番地	松 宮 晴 樹
彦根市葛籠町147番地	中 居 義 信
彦根市犬方町630番地2	上 田 光 義
彦根市堀町147番地21	浅 居 幸 治
彦根市金剛寺町216番地	吉 岡 眞 人

彦根市選挙管理委員会告示第31号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和6年10月14日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

記

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 14 日 (月) 午前 9 時
- 2 場 所 彦根市役所本庁舎 会議室 2-1
- 3 議 題
 - (1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - (2) 衆議院議員総選挙の選挙時登録者数の認定について
 - (3) 衆議院小選挙区選出議員選挙のポスター掲示場の設置について
 - (4) 衆議院議員総選挙の選挙運動における個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額について
 - (5) 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙等の郵便等による発送の開始日について
 - (6) 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所について
 - (7) 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所および期間について
 - (8) 衆議院議員総選挙において在外選挙人が期日前投票を行う場所について
 - (9) 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙および不在者投票用封筒を交付する場所等について
 - (10) 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所について
 - (11) 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う日時および場所について
 - (12) 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時および場所について
 - (13) 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者および同職務代理者の選任について
 - (14) 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者および同職務代理者の選任について
 - (15) 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者および同職務代理者の選任について
 - (16) 衆議院議員総選挙の期日前投票期間中の永久選挙人名簿の抹消について

彦根市選挙管理委員会告示第 32 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項および第 75 条第 1 項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 4 条第 11 項および第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数ならびに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項および第 86 条第 1 項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 6 年 10 月 14 日現在において次のとおりである。

令和 6 年 10 月 14 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

50 分の 1 の数	1,821 人
6 分の 1 の数	15,168 人
3 分の 1 の数	30,335 人

彦根市選挙管理委員会告示第 33 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙(滋賀県第 2 区)における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

令和6年10月14日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野瀬 毅

第1投票区

番号	設置場所
1-1	彦根市元町4番2号 彦根市役所南側水路
1-2	彦根市尾末町2番9号 シュタットポルト前
1-3	彦根市船町8番11号 婦人会空瓶集積所生垣南
1-4	彦根市大東町 JR彦根駅前広場
1-5	彦根市大東町11番12号 市営住宅入口
1-6	彦根市大東町 大東公園
1-7	彦根市立図書館駐車場入口横

第2投票区

番号	設置場所
2-1	彦根市中央町 彦根商工会議所前
2-2	彦根市京町二丁目 城東小学校前
2-3	彦根市京町二丁目 外馬場公園
2-4	彦根市銀座町1番7号 ふたば園南側駐車場
2-5	彦根市京町二丁目 城東小学校プール横
2-6	彦根市京町一丁目 関西電力変電所前
2-7	彦根市河原一丁目1番4号 大雲寺前

第3投票区

番号	設置場所
3-1	彦根市本町二丁目 京橋口駐車場南側
3-2	彦根市本町一丁目 西地区公民館前
3-3	彦根市本町一丁目3番33号 彦根幼稚園前
3-4	彦根市池州町9番73号 旧彦根西高等学校前
3-5	彦根市本町三丁目3番22号 城西小学校前
3-6	彦根市城町一丁目7番1号 住宅前
3-7	彦根市中藪一丁目 白山神社玉垣前

第4投票区

番号	設置場所
4-1	彦根市金亀町 彦根西中学校前
4-2	彦根市馬場一丁目 北野神社前
4-3	彦根市城町二丁目10番12号 城西会館前
4-4	彦根市城町二丁目308番地7 城町二丁目ポケットパーク
4-5	彦根市長曾根町 エクセレントヒルズ彦根Ⅱ公園
4-6	彦根市長曾根町8番1号 長曾根町民会館前地藏堂横
4-7	彦根市馬場一丁目5番5号 彦根市北老人福祉センター

第5投票区

番号	設置場所
5-1	彦根市後三条町571番地 住宅前
5-2	彦根市後三条町584番地3 スポーツ店西側
5-3	彦根市後三条町614番地2 住宅前
5-4	彦根市後三条町470番地3 タバコ店南
5-5	彦根市後三条町423番地 住宅前
5-6	彦根市後三条町339番地 パナソニック株式会社彦根社宅前
5-7	彦根市後三条町141番地 彦根貨物運送株式会社前

第6投票区

番号	設置場所
6-1	彦根市中藪町644番地2 生活環境課中藪倉庫前
6-2	彦根市中藪町631番地2 住宅東歩道
6-3	彦根市大藪町 彦根ニュータウン第1公園B

6-4	彦根市大藪町 横野医院専用駐車場
6-5	彦根市大藪町 彦根ニュータウン第 2 公園 B
6-6	彦根市大藪町 金城小学校前大藪児童公園北側
6-7	彦根市大藪町 神明神社前玉垣
6-8	彦根市長曾根南町 ひばりヶ丘第 3 公園

第 7 投票区

番号	設置場所
7-1	彦根市大藪町 610 番地 2 住宅前
7-2	彦根市大藪町 中地区公民館横
7-3	彦根市大藪町 163 番地 18 空き地東側
7-4	彦根市大藪町 金城団地公園 A
7-5	彦根市大藪町 金城団地公園 B
7-6	彦根市大藪町 彦根ニュータウン第 1 公園 A

第 8 投票区

番号	設置場所
8-1	彦根市八坂町 大藪浄水場南門
8-2	彦根市八坂町 1964 番地 18 住宅前
8-3	彦根市開出今町 市分譲住宅入口
8-4	彦根市開出今町 メイプルタウン公園
8-5	彦根市開出今町 開出今団地 21 棟跡地
8-6	彦根市開出今町 彦根市シルバー人材センター
8-7	彦根市西今町 西今大沢公園前

第 9 投票区

番号	設置場所
9-1	彦根市松原町 松原ニュータウン第 1 公園
9-2	彦根市松原町 3028 番地 県立彦根総合運動場入口
9-3	彦根市松原町 レインボータウン松原公園
9-4	彦根市松原町 3660 番地 41 住宅前
9-5	彦根市松原町 グリーンハイツ公園 A
9-6	彦根市古沢町 726 番地 古川工業株式会社前
9-7	彦根市古沢町東山団地 住宅前

第 10 投票区

番号	設置場所
10-1	彦根市古沢町 533 番地 2 住宅西側陸橋前
10-2	J R 彦根駅東口駅前広場
10-3	都市計画道路古沢安清線踏切市道ガードレール
10-4	彦根市外町 有限会社布施技術社駐車場フェンス
10-5	彦根市外町 長山公園
10-6	彦根市里根町 東山児童館前
10-7	彦根市駅東町 ケーズデンキ彦根店前

第 11 投票区

番号	設置場所
11-1	彦根市芹川町 けやきの杜公園
11-2	彦根市安清町 10 番 19 号 佐和山小学校前
11-3	彦根市芹町 芹橋三角地
11-4	彦根市芹川町 東中学校西十字路付近
11-5	彦根市原町 湖上平公園 D 前
11-6	彦根市原町 湖上平公園 E 前
11-7	彦根市原町 湖上平公園 C 前
11-8	彦根市原町 湖上平公園 A 前

第 12 投票区

番号	設置場所
12-1	彦根市橋向町 28 番地 住宅南

12-2	彦根市後三条町 171 番地 千鳥ヶ丘公園入口
12-3	彦根市芹川町 1463 番地 芹川団地 2 棟東側
12-4	千鳥ヶ丘公園 芹川団地付近
12-5	彦根市岡町 52 番地 滋賀県東北部工業技術センター彦根庁舎北側フェンス前側溝
12-6	彦根市元岡町 28 番地 元岡町自治会館
12-7	彦根市芹川町 950 番地 住宅前

第13投票区

番号	設置場所
13-1	彦根市東沼波町 サンライズ旭森第2公園
13-2	彦根市大堀町 旭森公園
13-3	彦根市東沼波町 旭森小学校東側
13-4	彦根市東沼波町 こども遊園
13-5	彦根市西沼波町 西沼波橋前
13-6	彦根市西沼波町 655 番地 近江鉄道彦根口駅東側前
13-7	彦根市東沼波町 市営東沼波団地前貯水池北側

第14投票区

番号	設置場所
14-1	彦根市地蔵町 フレンドマート彦根地蔵店駐車場
14-2	旭森地区公民館前 避難所掲示板横
14-3	彦根市野田山町 北浦公園
14-4	彦根市野田山町交差点東側畑
14-5	彦根市野田山町 487 番地 住宅前小屋
14-6	彦根市正法寺町 太田製作所前
14-7	彦根市正法寺町 470 番地 64 住宅前

第15投票区

番号	設置場所
15-1	彦根市長曽根南町 近江平公園南側
15-2	彦根市平田町 670 番地 彦根市福祉センター西側駐車場
15-3	彦根市長曽根南町 パリヤ駐車場
15-4	彦根市戸賀町交差点付近 県道植栽帯
15-5	平田小学校バックネット裏
15-6	彦根市平田町 一ツ屋公園横
15-7	彦根市戸賀町 戸賀公園

第16投票区

番号	設置場所
16-1	彦根市山之脇町 山之脇第Ⅱ公園
16-2	彦根市和田町 市営住宅(和田西団地)西側
16-3	彦根市山之脇町 66 番地 住宅前
16-4	千鳥ヶ丘公園 雨壺山信号入口付近
16-5	彦根市平田町 J A 東びわこやさいの里二番館駐車場前
16-6	彦根市平田町 734 番地 38 マンション西側緑ヶ丘公園前
16-7	彦根市平田町 744 番地 一妙寺南側ブロック塀前

第17投票区

番号	設置場所
17-1	彦根市高宮町 高宮ニュータウン公園A東側
17-2	彦根市小泉町 798 番地 住宅前
17-3	彦根市小泉町 パナソニック電工前市道(正門南側)
17-4	J R 南彦根駅 西口バス停付近
17-5	J R 南彦根駅 東口
17-6	彦根市高宮町 彦根南ニュータウン公園
17-7	彦根市高宮町 平和堂食品センター前

第18投票区

番号	設置場所
----	------

18-1	彦根市西今町 380 番地 城南小学校前
18-2	彦根市西今町 村ハゼ公園
18-3	彦根市西今町 西今伊庭公園 伊庭会館東側
18-4	彦根市野瀬町 53 番地 1 野瀬造園北側
18-5	彦根市西今町 福満神社前
18-6	彦根市宇尾町 白山神社境内地蔵堂西
18-7	彦根市竹ヶ鼻町 竹ヶ鼻公園

第 19 投票区

番号	設置場所
19-1	彦根市開出今町 蔵の町団地南側入口付近
19-2	彦根市甘呂町 城陽小学校校門南側
19-3	彦根市甘呂町 甘呂神社前
19-4	彦根市南地区公民館前
19-5	彦根市日夏町 166 番地 城陽幼稚園西側
19-6	彦根市日夏町 844 番地 1 住宅東畑前
19-7	彦根市日夏町 町民運動場駐車場
19-8	彦根市日夏町 中沢十字路北側

第 20 投票区

番号	設置場所
20-1	彦根市八坂町 1462 番地 八坂木戸の脇駐車場
20-2	彦根市八坂町 本光寺付近
20-3	彦根市八坂町 1369 番地 住宅西側
20-4	彦根市八坂町 828 番地 1 ウィズ前
20-5	彦根市須越町 1154 番地 5 多景保育園前
20-6	彦根市須越町 631 番地 住宅西側
20-7	彦根市三津屋町 三津屋町民会館前

第 21 投票区

番号	設置場所
21-1	彦根市日夏町 あすなろ公園西側自治会管理地空地
21-2	彦根市日夏町 日夏ドリームタウン公園 A
21-3	彦根市日夏町 日夏ニュータウン第 1 公園
21-4	彦根市日夏町 日夏ニュータウン第 2 公園
21-5	彦根市日夏町 日夏ニュータウン第 4 公園
21-6	彦根市日夏町 レインボータウン太陽公園
21-7	彦根市日夏町 3703 番地 1 平和堂日夏店前

第 22 投票区

番号	設置場所
22-1	彦根市鳥居本町 1750 番地 住宅前
22-2	彦根市鳥居本町 647 番地 近江鉄道鳥居本駅北側
22-3	彦根市鳥居本町 鳥居本小学校前
22-4	彦根市鳥居本町 有川製菓離れの塀前
22-5	彦根市甲田町 117 番地 住宅南側
22-6	彦根市宮田町 21 番地 国産バネ工業株式会社前
22-7	彦根市鳥居本出張所前
22-8	彦根市鳥居本町 森次公園
22-9	彦根市鳥居本町 鳥居本公園
22-10	彦根市笹尾町 三差路付近の小屋北側空地
22-11	彦根市荘厳寺町 入口付近
22-12	彦根市中山町 中山入口付近

第 23 投票区

番号	設置場所
23-1	彦根市原町 194 番地 株式会社昭建彦根営業所前
23-2	中山道沿原町小野町境界付近

23-3	彦根市小野町 596 番地 1 住宅南側
------	----------------------

23-4	彦根市小野町 1079 番地 住宅北側
------	---------------------

第24投票区

番号	設置場所
24-1	彦根市広野町 堀団地入口付近
24-2	彦根市堀町 67 番地 1 旧経営センター跡地
24-3	彦根市広野町 人権・福祉交流会館フェンス前
24-4	彦根市広野町 69 番地 広野町集会場南側公園
24-5	彦根市犬方町 旧ふたば保育園前
24-6	彦根市犬方町 756 番地 公民館側フェンス
24-7	彦根市堀町 上揚水場北側(たいら団地)

第25投票区

番号	設置場所
25-1	彦根市堀町 304 番地 1 資材置き場西側空き地
25-2	彦根市蓮台寺町 324 番地 住宅西側畑
25-3	彦根市辻堂町 312 番地 住宅向い空き地
25-4	彦根市金剛寺町 209 番地 4 住宅西空地
25-5	彦根市法士町 83 番地 市道 T 交差点東側空地
25-6	彦根市葛籠町 鹿島神社玉垣
25-7	彦根市出町 日枝神社前

第26投票区

番号	設置場所
26-1	J R 河瀬駅西口付近
26-2	J R 河瀬駅東口付近
26-3	彦根市川瀬馬場町 800 番地 株式会社レゾナック彦根川瀬事業所南側
26-4	彦根市川瀬馬場町 800 番地 株式会社レゾナック彦根川瀬事業所東側
26-5	彦根市川瀬馬場町 川瀬馬場町公民館コンクリート柱前
26-6	彦根市野口町 野口町公園(草の根ひろば)
26-7	彦根市南川瀬町 1152 番地 住宅北側空地

第27投票区

番号	設置場所
27-1	彦根市清崎町 918 番地 住宅南側空地
27-2	彦根市農村環境改善センター入口付近
27-3	彦根市清崎町 1740 番地 住宅前
27-4	彦根市清崎町 亀山ニュータウン公園 A
27-5	彦根市清崎町 清崎ニュータウン公園
27-6	彦根市賀田山町 株式会社レゾナック彦根清崎事業所社宅跡地フェンス前
27-7	彦根市賀田山町 278 番地 亀山出張所
27-8	彦根市賀田山町 賀田山町西交差点南畑前

第28投票区

番号	設置場所
28-1	彦根市楡町 512 番地 住宅西側倉庫空地
28-2	彦根市楡町 451 番地 住宅西側
28-3	彦根市太堂町 233 番地 住宅西側
28-4	彦根市安食中町 95 番地 2 住宅東側市道

第29投票区

番号	設置場所
29-1	彦根市高宮町 1496 番地 2 洛陽運輸株式会社滋賀営業所前
29-2	彦根市高宮町 211 番地 株式会社ブリヂストン彦根工場バス停付近
29-3	彦根市高宮町 近江鉄道高宮駅付近
29-4	彦根市高宮町 滋賀銀行高宮支店北側
29-5	彦根市高宮町 高宮地域文化センター前
29-6	彦根市高宮町 高宮小学校西側フェンス

29-7	彦根市高宮町 東川原団地公園
------	----------------

第 30 投票区

番号	設置場所
30-1	彦根市海瀬町 海瀬町公民館前広場
30-2	彦根市三津町 579 番地 住宅前広場道路東側空地 (灯籠北)
30-3	彦根市肥田町 271 番地 住宅前
30-4	彦根市肥田町 382 番地 住宅南側空地
30-5	彦根市肥田町 523 番地 1 肥田町公民館前

第 31 投票区

番号	設置場所
31-1	彦根市金沢町 1302 番地 5 酒店前駐車場
31-2	彦根市金沢町 金沢町公民館前南側空地
31-3	稲枝東小学校グラウンドフェンス
31-4	彦根市稲部町 南稲部公園 B フェンス前
31-5	彦根市彦富町 下甲田公園
31-6	彦根市肥田町 雇用促進事業団アパート北側
31-7	彦根市肥田町 市営住宅東フェンス

第 32 投票区

番号	設置場所
32-1	彦根市稲枝町 J R 稲枝駅東口
32-2	彦根市稲枝町 27 番地 1 ケアハウス前
32-3	彦根市稲枝町 423 番地 稲枝西団地東側
32-4	彦根市野良田町 フレンドマート稲枝店駐車場
32-5	彦根市服部町 341 番地 住宅北側畑生垣
32-6	彦根市服部町 西本専寺東側畑
32-7	彦根市稲枝町 416 番地 10 稲枝西住宅前

第 33 投票区

番号	設置場所
33-1	彦根市稲里町 109 番地 住宅前
33-2	彦根市稲里町 380 番地 71 西側
33-3	彦根市稲里町 稲里会館前
33-4	彦根市稲里町 2187 番地 住宅南側空き地

第 34 投票区

番号	設置場所
34-1	彦根市上稲葉町 386 番地 1 住宅西側
34-2	彦根市下稲葉町 農村集落センター前
34-3	彦根市彦富町 製畳倉庫北側畑
34-4	彦根市彦富町 彦富公民館敷地内東フェンス
34-5	彦根市金田町 236 番地 住宅前
34-6	彦根市田原町 稲枝支所駐車場前
34-7	彦根市田原町 防火水槽横空地

第 35 投票区

番号	設置場所
35-1	彦根市上岡部町 486 番地 長照寺駐車場
35-2	彦根市下岡部町 稲枝北小学校北側角
35-3	彦根市下岡部町 十字路付近
35-4	彦根市下岡部町 楽器店と住宅との間
35-5	彦根市石寺町 244 番地 1 住宅前小屋
35-6	彦根市下西川町 705 番地 住宅前
35-7	彦根市上西川町 384 番地 医院西側
35-8	彦根市甲崎町 38 番地 住宅東側

第 36 投票区

番号	設置場所
----	------

36-1	彦根市石寺町 1267 番地 消防車庫前
36-2	彦根市石寺町 1151 番地 1 住宅西側
36-3	彦根市薩摩町 1278 番地 住宅前
36-4	彦根市薩摩町 1377 番地 住宅西側
36-5	彦根市薩摩町 善照寺西側市道
36-6	彦根市柳川町 7 番地 住宅琵琶湖側塀沿い
36-7	彦根市柳川町 95 番地 住宅東側

第 37 投票区

番号	設置場所
37-1	彦根本庄郵便局北側空地
37-2	彦根市本庄町 2622 番地 住宅西側
37-3	彦根市本庄町 本庄公会堂北側
37-4	彦根市本庄町 稲枝西小学校北側
37-5	彦根市普光寺町 普光寺会館隣公園 T 字路
37-6	彦根市南三ツ谷町 草の根広場前
37-7	彦根市田附町 496 番地 住宅南側畑
37-8	彦根市田附町 田附公民館前花壇案内板西側
37-9	彦根市南三ツ谷町 南三ツ谷町公民館

第 38 投票区

番号	設置場所
38-1	彦根市新海町 両巖寺前作業所西側空地
38-2	彦根市新海町 なかよし公園前ブロック積前
38-3	彦根市新海町 881 番地 住宅南側
38-4	彦根市新海浜二丁目入口付近

彦根市選挙管理委員会告示第 34 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 121 条の規定による個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

令和 6 年 10 月 14 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額

施設の名称	面積(㎡)	費用(円)			備考
		平日		休日	
		昼間	夜間		
彦根幼稚園	163	9,563	26,011	27,319	執行経費
高宮幼稚園	81	9,563	26,011	27,319	〃
平田こども園	197	9,563	26,011	27,319	〃
旭森幼稚園	122	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝東幼稚園	90	9,563	26,011	27,319	〃
城北幼稚園	108	9,563	26,011	27,319	〃
金城幼稚園	108	9,563	26,011	27,319	〃
佐和山幼稚園	120	9,563	26,011	27,319	〃
城陽幼稚園	134	9,563	26,011	27,319	〃
聖ヨゼフこども園	137	9,563	26,011	27,319	〃
みどり幼稚園	204	9,563	26,011	27,319	〃
城東小学校	1,050	9,563	26,011	27,319	〃
城西小学校	1,035	9,563	26,011	27,319	〃

城南小学校	1,067	9,563	26,011	27,319	〃
城北小学校	556	9,563	26,011	27,319	〃
佐和山小学校	751	9,563	26,011	27,319	〃
旭森小学校	1,215	9,563	26,011	27,319	〃
城陽小学校	777	9,563	26,011	27,319	〃
平田小学校	750	9,563	26,011	27,319	〃
金城小学校	675	9,563	26,011	27,319	〃
若葉小学校	640	9,563	26,011	27,319	〃
鳥居本小学校	552	9,563	26,011	27,319	〃
河瀬小学校	750	9,563	26,011	27,319	〃
亀山小学校	540	9,563	26,011	27,319	〃
高宮小学校	750	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝東小学校	966	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝西小学校	455	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝北小学校	552	9,563	26,011	27,319	〃
東中学校	1,305	9,563	26,011	27,319	〃
西中学校	1,108	9,563	26,011	27,319	〃
南中学校	1,020	9,563	26,011	27,319	〃
鳥居本中学校	347	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝中学校	976	9,563	26,011	27,319	〃
中央中学校	1,210	9,563	26,011	27,319	〃
彦根中学校	991	9,563	26,011	27,319	〃
河瀬中学校	1,380	9,563	26,011	27,319	〃
彦根東高等学校	762	9,563	26,011	27,319	〃
彦根翔西館高等学校	1,607	9,563	26,011	27,319	〃
彦根工業高等学校	1,290	9,563	26,011	27,319	〃
近江高等学校	1,310	9,563	26,011	27,319	〃
河瀬高等学校	1,380	9,563	26,011	27,319	〃
彦根総合高等学校	1,102	9,563	26,011	27,319	〃
滋賀大学	572	9,563	26,011	27,319	〃
滋賀県立大学	663	9,563	26,011	27,319	〃
聖泉大学	960	9,563	26,011	27,319	〃
県立盲学校	352	9,563	26,011	27,319	〃
県立鳥居本養護学校	701	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝地区公民館	189	彦根市公民館の設置および管理に関する条例第 10 条に定める使用料			条例
西地区公民館	128	〃			〃
東地区公民館	98	〃			〃
旭森地区公民館	86	〃			〃
河瀬地区公民館	98	〃			〃
中地区公民館	158	〃			〃
鳥居本地区公民館	239	〃			〃
南地区公民館	274	〃			〃
高宮地域文化センター	276	彦根市高宮地域文化センターの設置お			〃

		よび管理に関する条例第 8 条に定める 使用料			
市民交流センター	70	彦根市市民交流センターの設置および 管理に関する条例第 9 条に定める使用 料			〃
人権・福祉交流会館	110	彦根市地域総合センターの設置および 管理に関する条例第 11 条に定める使 用料			〃
男女共同参画センター	606	彦根市男女共同参画センターの設置お よび管理に関する条例第 9 条に定める 使用料			〃
中老人福祉センター	142	9,563	26,011	27,319	執行経費
南老人福祉センター	103	9,563	26,011	27,319	〃
農村環境改善センター	449	彦根市農村環境改善センターの設置お よび管理に関する条例第 8 条に定める 使用料			条例
ひこね市文化プラザ グランドホール	1,316	ひこね市文化プラザの設置および管理 に関する条例第 7 条に定める使用料			〃
エコホール	430				
メッセホール	257				
彦根市スポーツ・文化 交流センター 多目的ホール	445	彦根市スポーツ・文化交流センターの 設置および管理に関する条例第 7 条に 定める使用料			〃
みずほ文化センター	410	みずほ文化センターの設置および管理 に関する条例第 9 条に定める使用料			〃

執行経費…国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条に定めのある金額

彦根市選挙管理委員会告示第 35 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査において、不在者投票における投票用紙および投票用封筒の郵便等による発送をする場合は、その発送を開始する日を次のとおりとする。

令和 6 年 10 月 14 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

郵便等による発送を開始する日 令和 6 年 10 月 14 日

彦根市選挙管理委員会告示第 36 号

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所は、次のとおりとする。

令和 6 年 10 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

投票区	施設所在地	施設名称
1	彦根市元町 4 番 2 号	彦根市役所本庁舎
2	彦根市京町二丁目 2 番 19 号	城東小学校体育館
3	彦根市本町三丁目 3 番 22 号	城西小学校体育館
4	彦根市金亀町 8 番 1 号	西中学校多目的ホール
5	彦根市後三条町 564 番地	後三条会館
6	彦根市大藪町 391 番地	金城小学校体育館

7	彦根市大藪町 2610 番地	中地区公民館
8	彦根市開出今町 1361 番地 1	中老人福祉センター
9	彦根市松原町 3751 番地 3	城北小学校体育館
10	彦根市里根町 163 番地 1	市民交流センター
11	彦根市芹川町 443 番地	東中学校柔剣道場
12	彦根市芹川町 443 番地	東中学校柔剣道場
13	彦根市東沼波町 300 番地	旭森小学校体育館
14	彦根市正法寺町 642 番地 1	旭森地区公民館
15	彦根市平田町 267 番地	平田小学校体育館
16	彦根市平田町 267 番地	平田小学校体育館
17	彦根市西今町 380 番地	城南小学校体育館
18	彦根市西今町 380 番地	城南小学校体育館
19	彦根市甘呂町 1321 番地 1	南地区公民館
20	彦根市八坂町 2408 番地	ふれあいの館
21	彦根市蓮台寺町 180 番地	若葉小学校図工室
22	彦根市鳥居本町 1550 番地 1	鳥居本小学校体育館
23	彦根市小野町 937 番地	小野こまち会館
24	彦根市極楽寺町 118 番地	河瀬小学校体育館
25	彦根市極楽寺町 118 番地	河瀬小学校体育館
26	彦根市川瀬馬場町 777 番地 18	川瀬馬場町駅地区自治会集会所
27	彦根市清崎町 1118 番地	農村環境改善センター
28	彦根市楡町 488 番地	楡町公民館
29	彦根市高宮町 2311 番地	高宮地域文化センター
30	彦根市肥田町 523 番地 1	肥田町公民館
31	彦根市稲部町 308 番地	稲枝東小学校体育館
32	彦根市野良田町 198 番地	野良田町自治会館
33	彦根市稲里町 1429 番地	稲里会館
34	彦根市田原町 13 番地 1	稲枝支所
35	彦根市下岡部町 597 番地	稲枝北小学校体育館
36	彦根市薩摩町 1355 番地	薩摩町自治会館
37	彦根市本庄町 3583 番地	稲枝西小学校体育館
38	彦根市新海町 409 番地	新海町さざなみホール

彦根市選挙管理委員会告示第 37 号

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における各期日前投票所の場所および設ける期間は、次のとおりとする。

令和 6 年 10 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

期日前投票所の場所	期日前投票の期間	期日前投票の時間
彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎	令和6年10月16日から同月26日まで	午前8時30分から午後8時まで
彦根市田原町13番地1 彦根市役所稲枝支所	令和6年10月16日から同月26日まで	午前8時30分から午後5時まで
彦根市竹ヶ鼻町43番地1 ビバシティ彦根研修室3	令和6年10月23日から同月26日まで	午前10時から午後7時まで

彦根市選挙管理委員会告示第38号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次のとおりとする。

令和6年10月15日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎

彦根市選挙管理委員会告示第39号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査において不在者投票のための投票用紙および投票用封筒の交付を行う場所、期間および時間ならびに彦根市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票の記載を行う場所、期間および時間は、次のとおりとする。

令和6年10月15日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

場所	期間	時間
彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎	令和6年10月16日から同月26日まで	午前8時30分から午後8時まで
彦根市田原町13番地1 彦根市役所稲枝支所	令和6年10月16日から同月26日まで	午前8時30分から午後5時まで
彦根市竹ヶ鼻町43番地1 ビバシティ彦根研修室3	令和6年10月23日から同月26日まで	午前10時から午後7時まで

彦根市選挙管理委員会告示第40号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

- 1 日 時 令和6年10月15日 午後5時30分
2 場 所 彦根市元町4番2号 彦根市役所 会議室2-1

彦根市選挙管理委員会告示第41号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 25 日 午後 5 時 30 分
- 2 場 所 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所 会議室 2-1

彦根市選挙管理委員会告示第 42 号

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時および場所は、次のとおりとする。

令和 6 年 10 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 27 日 午後 9 時 15 分
- 2 場 所 彦根市日夏町 4769 番地 彦根市子どもセンター アリーナ

彦根市選挙管理委員会告示第 43 号

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者および同職務代理者について、次のとおり選任する。

令和 6 年 10 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

(以下省略)

彦根市選挙管理委員会告示第 44 号

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者および同職務代理者について、次のとおり選任する。

令和 6 年 10 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

(以下省略)

彦根市選挙管理委員会告示第 45 号

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者および同職務代理者について、次のとおり選任する。

令和 6 年 10 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

開 票 管 理 者		同 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
(略)	野 瀬 毅	(略)	磯 谷 直 一

河 瀬 財 産 区 議 会 議 員 一 般 選 挙 選 挙 長 告 示

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙選挙長告示第 1 号

令和 6 年 10 月 13 日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙において、法令の規定に基づき、選挙長が行う公告式は、彦根市公告式条例(昭和 36 年彦根市条例第 47 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示するほか、彦根市公報に登載して行う。

令和 6 年 10 月 8 日

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙
選挙長 高 田 元 貴

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙選挙長告示第 2 号

令和 6 年 10 月 13 日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における選挙長の事務は、次

の場所において取り扱う。

令和6年10月8日

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙
選挙長 高田元貴

彦根市元町4番2号

彦根市役所 本庁舎4階 選挙管理委員会事務局

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙選挙長告示第3号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月8日

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙
選挙長 高田元貴

1 日時 令和6年10月10日 午後5時30分

2 場所 彦根市元町4番2号

彦根市役所 本庁舎4階 選挙管理委員会事務局

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙選挙長告示第4号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙に際し、選挙長において立候補の届出を受け付ける順位は、同月8日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、その時刻後に到着した者については到着の順位により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和6年10月8日

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙
選挙長 高田元貴

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙選挙長告示第5号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙の候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第11項の規定により告示する。

令和6年10月8日

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙
選挙長 高田元貴

(以下省略)

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙選挙長告示第6号

令和6年10月13日執行の彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙において、届出のあった候補者が選挙すべき議員の定数を超えないため、投票は行わない。

令和6年10月8日

彦根市河瀬財産区議会議員一般選挙
選挙長 高田元貴

監査公表

監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

令和6年10月15日

彦根市監査委員 若林忠彦

彦根市監査委員 林利幸

定期監査結果

1 監査の期日および対象

令和 6 年 8 月中に次のとおり実施した。

監査期日	監査対象
8 月 2 日	彦根市千福財産区 彦根市日夏町財産区 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区 彦根市河瀬財産区

2 監査の方法

各財産区とも、令和 5 年度における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理（以下「事務執行等」という。）について、担当所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類を抽出して調査することより監査を行った。

3 監査の結果

各財産区とも事務執行の状況は、概ね適正に処理されているものと認められた。今後も事務処理には十分配慮し、適正で効率的かつ効果的な事務執行等に努めていただきたい。

なお、各財産区ともに木材売却による安定した収入が今後数十年間見込めない状況が続いているほか、次代の担い手確保に苦慮している現況である。

中・長期的な財産区運営を見据え、引き続き効果的かつ効率的な森林の施業および保護の実施を図るほか、県や企業との連携を強化する中で今後の財産区のあり方を検討し、他財産区の好例も検証するなど健全で持続可能な事業運営により一層取り組んでいただきたい。また、各区民に対しても、さらなる現況理解の促進と協力体制の構築に努めていただきたい。

なお、事務処理上の軽易な改善事項については、記述を省略した。

農 業 委 員 会 告 示

彦根市農業委員会告示第 10 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 10 月 3 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

1 日時 令和 6 年 10 月 10 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

2 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2

3 議題

(1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

(3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(4) 彦根市農用地利用集積計画(案)について

水 道 事 業 告 示

彦根市水道事業告示第 11 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 6 年 10 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	580
氏名または名称	北川 京和
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	北葉建設

上記事業所の所在地	犬上郡甲良町大字呉竹 235 番地 4
指定年月日	令和 6 年 10 月 1 日